

鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食肉処理業者、卸売業者等）に関する監視指導結果

鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食肉処理業者、卸売業者等）

1. 立入りを行った施設数

※情報提供（通知文配布等）のみの施設も計上します。

8 施設

2. 1のうち加熱が必要である旨の情報伝達について指導した施設数（実数）

※情報提供（通知文配布）のみの施設は計上しません。

4 施設